

明治中期山口県の部落解放政党論の登場

—— 柏村一介「新平民党」論の歴史的特質 ——

北 川 健

島崎藤村の小説『破戒』が発表されたのは、明治三十九年（一九〇六）のことである。その『破戒』よりも一〇年ほど前、明治三〇年（一八九七）の時点で、部落解放をテーマとした一つの小説が山口県で書かれていた。題してその名も『新平民党』——。云うなれば△部落解放政党▽構想の論である。

明治三〇年と云えば、その前後には中央文壇でも一群の△部落民小説▽が登場している。幸徳秋水『おこそ頭巾』（明治二七）、徳田秋声『藪柑子』（明治二九）、小栗風葉『寝白粉』（明治二九）、正岡子規『曼珠沙華』（明治三〇頃）、清水紫琴『移民学園』（明治三二）など。

しかし、そのいずれもが部落問題の社会的解決への視野をもちあわせず、問題を「部落出身者の個々人の問題にすりかえ」^①、個人的あるいは世間的次元で問題を処理してしまっているのに対して、小説『新平民党』は、その社会的、

政治的解決の方途を構想、展望、予見している。その点で異色であり、出色である。一つの解放論、運動論、組織論であり、一定の歴史的先駆性と特質をもつ。

この小説『新平民党』の存在と主張を紹介し、その歴史的位置づけと性格をさぐることで、明治中期から後期にかけての解放論の展開をたどりゆく視界を少しでも開くことができたら、と思う。

一 明治一〇年代の差別への抗争とその公理

部落解放への行動と論理が登場してくる前提には、社会的差別の存在がある。それは、たとえば学制発布以後の学校設立のなかで、いわゆる「部落学校」や「新平民席」の公設されている事象^{①②}に象徴されている。

〔事例1〕玖珂郡A部落分校の場合、本校からわずか二丁(三〇メートル)前後しか離れていないにもかかわらず、明治一六一年に(一八八三)に設置されている。郡当局自体、「児童通学不便無之候得共……」と上申している。

〔事例2〕大島郡B小学校では、明治一〇年代の末、教場内に「新平民席」が存置しており、それが児童欠席のままの状態にあることが、学校巡視の戸長によって目撃されている。

こうした部落差別の存在は、部落住民がこれに反発し抵抗するところからはじめて社会的に問題として提起、告発される。差別を部落住民が甘受していたのではない。

〔事例1〕玖珂郡A部落では、本校に対して部落住民は「他ヨリ交通セズ人外視スル故ニ一同ニ就学スルヲ忌避」。

〔事例2〕大島郡B小学校の場合、その「新平民席」のため部落住民の「子弟一人も出席せず」とある。

もっとも、そうした部落住民の抗争が、そのままストレートに、あるいはスムーズに社会的、公共的に受理、理解されていったわけではない。むしろ逆に不当視され、排撃されることの方が大勢であった。

〔事例3〕解放令自体、山口県では実質的な解放状況の具現をむしろ警戒、抑制する方向で令達された。すなわち、解放令の下達施行に際して県当局は「従来引受於村方□渡世方の助情を蒙り候儀ニ付、其恩儀不令忘却、礼讓を尽し仮初ニも不作法の振廻不仕様、厚可申聞事」と指示通達^③。

〔事例1〕玖珂郡A分校の場合、当局自身「不得已設置セシ者ニ有之候」というように、部落住民の「就学」拒否の姿勢を真に理解せず、むしろ社会的差別を容認する形で「分校」設置がなされている。

〔事例2〕大島郡B小学校では、「整正革新」をモットーとする新進の戸長が「新平民席」の撤廃を断行したが、一般村民は「之を否とし」同盟休校に及ぶ^④。

ここに差別の撤廃、克服への社会的論理が獲得、提示されなければならない。その拠りどころとなったのは、まず解放令であった。解放令に象徴される「四民平等」の論理こそ、体制の公理Ⅱ「聖旨」であった。

〔事例2〕大島郡B小学校「新平民席」の撤廃措置に反対して同盟休校する一般村民に向けて、戸長は告げる。「四

明治中期山口県の部落解放政変論の登場(北川)

表1 熊毛郡第8小学区の就学状況(明治6~16)

区分	学令児童	就学児童	不就学児童・理由	無記入	転籍
一般	人 840	人 509 (60.6%)	人 238 (28.3%) 貧病 疾その他	人 91	人 2
部落 (H・I部落)	36	0 (0.0)	36 (100.0) 貧病 疾その他	0	0

(註) 北川 健「山口県近代未解放部落の史的展開」(『山口県地方史研究』42号)から転載

表2 玖珂郡第26小学区の学校施設と出席状況(明治16)

学校	児童1人当り 敷地面積	児童1人当り 教場面積	児童1人当り 年間校費	出席率
小学校	坪 3.41	坪 0.33	円 銭 1.81	% 78.3
分校	0.95	0.41	2.21	59.8
分校	0.87	0.28	1.63	80.4
分校(J部落)	0.36	0.20	1.09	91.0
分校	0.90	0.45	2.50	100.0

(註) 北川 健「山口県近代未解放部落の史的展開」(『山口県地方史研究』42号)から転載

民一般の布告の主旨に背反する」と。

〔事例4〕明治二〇年代初期、差別撤廃を公論する学徒上山満之進（後述）も言明する。「陛下の聖意を輔けて四民を平等に帰せしめん」と。

〔事例5〕大正二二年（一九二三）、山口県水平社の結成にあたって発起者代表は叫ぶ。「同志同仁の大御心に叛き人間冒瀆する輩は確かに国賊だ」と。翌三年、豊浦郡C水平社も「御成婚の当日を期し……発団式を挙行」「陛下の万歳を三唱する」。

この解放令のもつ「四民平等」の近代的公理としての意義を高らかに謳っているのは、啓蒙期、山口県出身の宗教家島地黙雷である。

「屠兒ヲ以テ平民ニ伍スル実ニ人権平等ノ真理ニ基キ……」

「四民ノ區別ヲ廢シ屠兒町吏ヲ賤視スルノ旧習ヲ除テ之ヲ等ウスルハ人民平等ノ真理……」

こゝに部落解放を「人権」＝権利とする論理の初現を見出すことができる。こうした「人権」論、「権利」論が部落解放を志向する立場で唱えられてくるのは、山口県では明治一〇年代の自由民権期を経て、明治二〇年代の国会開設の事態を得てのことである（次章、上山満之進の言論活動参照）。

二 明治二〇年代の解放論の屈折とその構造

部落差別の撤廃を個々のケースに限っての反対や抵抗としてでなく、社会的、全体的にその克服を図っていかうとするとき、そこには一貫した活動、運動が必然化する。その先蹤、先鞭をたずねていくとき、明治一〇年代に始まる都濃郡D部落での河野諦円の部落改善事業にまで逆のぼることができるといえる。

〔事例6〕都濃郡西教寺住職の嫡男河野諦円は、父諦観が近隣の部落児童のために設立した集栄小学校の教壇に立っていたが、

明治一〇年ころ、徳山中学に進学した教え子が教師も含めての周囲からの迫害によって退学のやむなきに至った、という事態に遭遇して発奮。地元D部落に改善運動を起こした。

しかし、問題解決の方向をもっぱら部落住民の側に内攻させるのではなく、むしろ広く社会的、対外的に加害者の側を問題とし、これを告発、指弾していくことなくしては、差別の社会的克服はありえない。山口県で社会一般に部落差別と身分的差別の撤廃を公然と最初に主張したのは、佐波郡の平民出身の学徒上山満之進の言論活動である。彼こそは自由民権の時代の空気を吸って成長した青年であった。明治二四年四月、地元E部落に招かれて演説する。

「自己ノ権利ヲ拡張シ、進ンデ日本帝國ノ一民タル分ヲ尽スベキコト……」

部落解放の立場から「権利ノ拡張」がこゝに公言されたことになる。しかし、上山満之進は具体的には次のように述べ、部落住民には部落内改善を説くものであった。

「唯諸君ハ自ら身ヲ修メ、殊ニ徳義心ト智識ト健康トノ四ツヲ発達セシメヨ」

つまり、上山みずから一人は部落解放の社会的論者たりながらも、こと部落住民に対しては部落内改善を唱えるのである。こうした上山の姿勢の前面には、国会開設を契機に部落住民みずからによる対社会的な運動への情勢が派及、顕現しつつあったと見るべきである。前年明治二三年（一八九〇）四月、福岡県では「九州平民会」が発足。「権利自由を伸暢し」「時勢に適する一大運動」を標榜して「漸次九州より全国に及ぼさん」と叫んでいる。

「自己ノ権利ヲ拡張シ、進ンデ日本帝國ノ一民タル分ヲ尽スベキコト……、然ラバ皆々ハ、世間ヲ飛ビ廻リ、士族ヲ蹴飛バシ、平民ヲ追ヒ退ケテ天下ニ横行スベキヤ、否決シテ然ラズ、法律ノ文面上ヨリ、皆々ハ士族ト同等ナレドモ、其実際ニ在リテハ猶士族ノ下ニ在リ、……故ニ今日ニ在リテハ、諸君ガ勉ムベキ所ハ、強ヒテ士族平民ニ抵抗セズシテ、之ニ適當の敬礼ヲ尽スニ在リ、唯諸君ハ自ら身ヲ修メ、殊ニ徳義心ト財産ト智識ト健康トノ四ツヲ発達セシメヨ」

上山満之進が右のように云うとき、そこには部落住民みずからによる対社会的な解放運動に対する否定と抑止がある。抑制としての改善論の登場がこゝにある。

そして、こうした解放論の上での抑制と屈折は、明治中期以降さらに助長、昂進される。

明治二十七年（一八九四）、『防長学友会雑誌』は島地黙雷の論説「差別即平等」論を掲げている。

「彼ノ欧州近來稱フル所ノ社会党或ハ虚無党ノ説ノ如キ、……人間平等ノ原理ニ基キ貧富貴賤ノ差別ヲ亡ボシ所有ヲ解散シテ万人ヲ平均セントスト、果シテ然レバ是レ平等ニ偏執シテ差別ヲ知ラザル者ト謂フベシ、夫レ人間固より平等ナリト雖モ、謂ユル平等ハ差別ニ即シテ平等ナルモノナリ、豈ニ貧富貴賤ノ差別ヲ亡ボシテ後方メテ平等ナランヤ」

つまり、社会主義抑止論としての「差別即平等」論である。現実の「差別」「不平等」を論外とし、観念上、信仰上の「平等」へと観点を振り向ける。「凡ソ物ノ均シカラザルハ物ノ常ニシテ、因縁以テ差別スルハ法界自然ノ徳相ナリ、何ゾ必シモ貧富貴賤ノ異アルノミナランヤ、夫レ爾リ貧富貴賤ノ差別アル亦タ必ズ差別スベキノ因縁ニ依レリ」などと、詭弁にほかならない。そこには、かつて啓蒙期に「人権平等」「人民平等ノ真理」などと高唱した、あの輝きはない。

資本主義の擁護、社会主義の排除という要請から、近代的市民的権利の伸長は抑圧、阻害されるのである。近代のイデオロギー支配の構造と機制がこゝにある。この体制と位相のなかで三〇年代以降の展開はある。

三 明治三〇年の部落解放政党論の登場

小説『新平民党』の内容と主張

小説『新平民党』は、明治三〇年一〇月、新聞『長州』に発表された。新聞『長州』は、阿武郡徳佐村に発行所を

おく「長北社」の発行である。

執筆者は「かつらや（桂谷）生」。柏村一介のペンネームである。柏村は『長周日報』の記者であったが、この年招聘されて同社を去り、新刊の『長州』新聞編集者に迎えられている。

その『長州』新聞の二号から五号にかけて四回連載の新聞小説である。四〇〇字詰原稿用紙にして三〇枚ならず。いわゆる雅文体の文章である。四回と云えば、起・承・転・結という内容構成になりそうなものだが、そうなっていない。文芸作品としては拙い。

すなわち、ストーリーは、山口野田神社の春祭の夜、学生（仮称F）四郎と（仮称O）の二人が偶然一人の美人（仮称I）浄子に遭遇。四郎が浄子を見染め、恋に陥る、という設定で、全くの恋愛小説として三回までが費される。最終回に及んで、四郎が浄子にプロポーズし、浄子がこれを拒む、という展開で破調。思い余った四郎が入水自殺しかけるのを目撃して、浄子が事情を告白。自分は九州の或る被差別部落の有力者に育てられた身の上だと。こゝに至って部落問題が登場、クライマックス。その結果、四郎が部落解放運動を決意し、浄子も結婚を承諾することで、いわゆるハッピーエンドとなる。四郎は宣言する。

「……僕は決心しました。僕は終生の事業として貴嬢を助けませう……貴嬢のみならず貴嬢と同じ境遇にある可憐なる同胞を助けませう。」

「新平民の位置を進めて、貴嬢方をして社会に平等の品位を持たしむるを以て、私が學生の事業とさせよう。貴嬢さへ御迷惑でなければ、僕は貴嬢と結婚して社会の下層に一大政党を形くるを以て唯一の目的とさせよう。」
そして、小説は次のエピローグをもって終わる。

「其後十数年。日本に新平民党なる一新政党起る。其唱ふる所少しく社会的論理を含み、党员無慮数十万。首領と

して□□四郎を載き、運動費の多きこと他政党の及ぶ所にあらず。其勢力の大なる陰に貴衆院六百の議員を操縦せりと云う。」

部落解放のための政党「新平民党」の結成を夢見ているところに、この小説のユニークな核心がある。

小説『新平民党』の意義と問題点

「天下の文人に先って」の「義拳」——、明治二九年（一八九六）、△部落民小説▽を指してそういう讃辭がある。徳田秋声の『藪柑子』（明治二九）、小栗風葉の『寝白粉』（明治二九）について、宮崎処湖子（八面楼主人）の批評である。△部落▽出身者の被差別境遇を題材にとりあげていること自体、問題を社会的に提起するものだととして、積極的に評価されているのである。

この部落問題を題材化しておればそれだけで即ち有意義だという評価の仕方は、今日では充分批判の対象となるが、明治三〇年とはそのような段階なのである。すなわち、部落問題をモチーフとしながらも△部落▽そのものを解放する見地には必らずしも立っておらず、被差別部落△出身者▽が△隠して▽△都会▽に生活しつゝ、やがてその△出身故▽に破滅してゆくというパターンをとっている、それが当時、輩出の△部落民小説▽であった。逆に云えば、歴史的には、△破滅▽への道程でなく、△解放▽への転進、挺身の文学こそが求められていたことになる。

そうしたなかで、小説『新平民党』が、部落問題を題材としているだけでなく、その社会的、政治的解放への方途を構想、提示していることは、まさに歴史的評価に値する。その主張の明大さ、政治的目標の設定は他の△部落民小説▽には見出せないところである。部落解放をテーマとする社会小説、政治小説である。そこでは、それこそ△転進▽と△挺身▽が告げられている。もつとも、問題がないわけではない。

① 決意のプロセスが欠落しており、安直にすぎる。

すなわち、淨子の告白を聞いて四郎は「一たびは驚き、一たびは悲しみ……長き思ひに沈みたるが、暫時にして」「決心」するのである。その「長き思ひ」、心理的葛藤は描かれていない。

② 決意内容に慈悲的な姿勢がある。

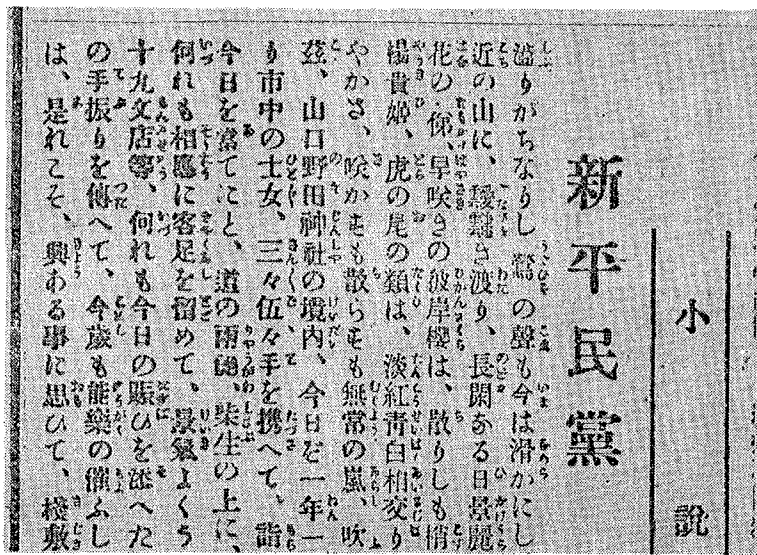
被差別の境遇にある者を指して四郎は云う。「可憐なる同胞」「助けませう」と。

③ 決意内容に帝国主義的発想がある。

四郎は云う。「馬來人種でも宜しい。朝鮮の帰化人も宜しい。普天の下、率土の浜、誰が王臣に非ざらむや。彼等の進歩を促がして、帝国臣民に一勢力を添ふるは……」。

④ 部落ブルジョワ層の経済力を過大視している。

「運動費の多きこと他政党の及ぶ所にあらず」とは、被差別部落の「富裕」者を基盤に考えてのことである。筆者柏村は、県下の部落有力者がある程度知っていたフシがある。登場人物の学生二人「F」「O」の姓は、



新聞『長州』掲載の小説「新平民党」の冒頭（部分）

なぜかそれぞれ佐波郡 F 部落と玖珂郡 G 部落の有力者の姓である。柏村自身、山口で被差別部落の隣町に居住する。

⑤ 部落に対する卑賤觀念がぬぐい去られていない。

たとえば女性の「^(仮称)□□浄子」というネーミング。「^(仮称)□□」^{すがこ}「浄子」とも賤汚感からイメージ化されている。それに「生れも付かぬ素姓の汚れ」などという文辞。

⑥ 女性の側に主体的な意志が見えない。

作者は浄子をして「昔時は……日陰もの。……我れに思ひの切なる人あるとも、終生の契結ぶべくもあらず」と思い込ませている。

などなど。部落問題への認識の踏み込みを欠いたまゝ部落解放への決意と展望の提示という、その觀念性は否めない。

にしても、明治三〇年時点で

① 部落解放という理念を積極的に新聞小説の形でうち出していること。

② 部落解放の将来展望、全国的な運動組織の結成を予見していること。

は注目に値する。ことにその全国的運動組織が政党という形で構想されているところに、固有の主張、獨創性と政治的信条がある。

その歴史的、先駆的意義のほどは、小説そのものなかでも、主人公の「自分もいつしか歴史の上の……命令一頁は埋め得ずとも、一行二行、世界の歴史に芳しき我名を留めたし」という姿勢のほどに託言、自覚されている。

「新平民党」論の歴史的位置と意義

小説『新平民党』、その主張を「新平民党」論と呼ぶなら、その「新平民党」論の前進性は次の点にある。すなわち、部落問題の①社会的解決を志向し、そのための②政治的結集と③政策立法という政治的目標を掲げていること、である。

① 部落解放のため対社会的な運動を積極的に標榜していること。

このことは、たとえば①明治二〇年代の上山滿之進の解放論が部落住民自身の対社会的な運動方向を否定するものであったこと、②明治三十六年（一九〇三）大阪で召集の「大日本同胞融和会」が「目的」としながらも「事業」内容は部落内改善にとどまるものであったこと、と見くらべて明白である。「新平民党」論が対社会的な運動を肯定し、全国的規模での運動展開を示唆していることは大きな進歩性である。

② 全国的規模での運動体の編成、ことに政党という形での政治的結集を標榜していること。

「新平民党団結の必要は今日に初まれる事にはあらず」、全国六十万部落住民が「団体的行動をなすに於ては、以て全国を震撼するに足る」、『中央公論』誌上で前田三遊がそう力説したのは明治三十六年（一九〇三）のことである。その「新平民団結」の一つの形を「新平民党」論は明治三〇年の時点で提示しているのである。

わが国最初の全国的規模での結集は、明治三十六年大阪で召集の「大日本同胞融和会」であるが、これに先がけて「新平民党」論は全国的規模での組織化、政治的結集をうち出している。明治二四年（一八九二）「九州平民会」の創立宣言も「漸次九州より全国にも及ぼさん」ことを希求しているが、「新平民党」論は全国的糾合そのものからストレートに出発する。

③ 国会議決による政策立法、社会政策による問題解決を目標にしていること。

政党結成による国会への進出、国政への参加とは、云いかえれば国会議決、政策立法による政策的解決を目指す

していることにはかならない。

被差別部落の支持をバックに国会への進出をなしたと云えば、明治二三年(一八九〇)の中江兆民、明治三六年の森秀次(大阪)の例がある。仮にその中江兆民から『新平民党』の主人公がイメージ化されたとしても、解放へのエネルギーの糾合を政党内閣編成にまで構想し、国会政治に目標を指定していることは、「新平民党」論の政治的見識を示す。「其後十数年、黨員無慮十数万、……」その解放エネルギーの想定は、のち大正期水平社の運動を思わせるものがある。また、政策立法という運動路線こそは、ひいては現代の、昭和三〇年代の「部落解放国策樹立請願運動」、昭和四〇年代の「同和对策特別措置法」要求の体現しているところである。

「新平民党」論の歴史的性情と基調

要するに、「新平民党」論の特質は、それが①政党史論、②社会政策論であるところにある。こうした「新平民党」論の政治的先見性、突出性は何に由来するのか。『長州』新聞、「長北社」の姿勢、志向と無関係ではない。

①「吾人は本紙発刊以来一回として、政党的気運眼前咫尺の間に近きつゝあるを絶叫せざるはなかりし……」

「有力なる大政党组織し、彼の先輩の遺物たる、二州の優柔腐敗の空気を一掃し、我邦政治界の面目を刷新し、健全なる政党内閣の根基を造る者は誰ぞや」(柏村桂谷「二州青年に告ぐ」)

政党史論実現への主張と論理、それこそ『長州』新聞、「長北社」の本領であり信条であった。『長州』新聞の前身『長北』もまた「自由進歩」をうたい、「自由進歩者」の旗手を自負している。

その政党史論追求の姿勢とあいまって、部落問題解決への展望はいきおい解放政党史論の構想につながった、と考えられる。ちなみに、明治三三年(一九〇〇)には社会主義者の間でも「労働者政党史」の提唱が、また明治三七年(一九〇四)には自由黨員森秀次の大阪部落住民をバックにしての国会進出がある。そうした明治三〇年代の動向からすれ

ば、政党史論と部落解放論の連結、結合、乃至部落解放政党史論の着想がなされたとしても不自然ではない。

藤谷俊雄氏によれば、明治二〇年代、部落解放への運動は「自由民権運動が政治的目標をうしなうとともに、改善運動に転じてゆく」というが、そうしたなかで「たゞ一つのみである国会」に向けて、あくまでも「政治的解放の途」を志向したものが、柏村一介の「新平民党」論と云える。

②『長州』新聞の創刊号「発刊之辞」は次のように告げる。

「吾人は素より彼危激なる社会主義を採る者に非ずと雖、今の時勢に依りて社会政策を講ずるの要あるを信ず」

「貧困者の一団は……団結する者なきを保する能はず、勢致に至らば此一団こそ即ち恐るべき社会党の萌芽たらざるを得んや」

『長州』新聞のこの基調からすれば、「新平民党」の掲げる「社会的論理」とは「社会主義」防止のための社会政策という範疇と発想にある。

明治二〇年代からの社会主義抑止論を継承しつつ、それゆえに社会政策を不可避とするに至ってきている、そこには日清戦争後、明治三〇年代階級の事象の進展、社会的矛盾の深化がある。社会主義への危機感の増長とともに、部落問題がほかならぬ「窮民」「細民」問題として、やがて政策対象に上程されてくる、その政治路線のまさに歴史的先触れとして「新平民党」論はある。

つまり、①政党史論(議会主義)にして②反社会主義(社会主義抑止)に立つ部落解放論、それが「新平民党」論であった。

おわりに——反社会主義の解放論の矛盾と行方

「次に来らんとする戦争は何ぞ、貧者と富者の戦争なり」 「平民政治を開きて下層社会の幸福を謀らん」
 明治三〇年代を迎えて、『日本之下層社会』の著者横山源之助はそう宣告している。

こうした明治三〇年代の構図のなかで、ほかならぬ「社会の下層に一大政党を形くる」という『新平民党』の主張はどうなりいくのか。たとえそれが「社会主義を採る者に非ず」（『長州新聞』）という反社会主義のものであったとしても、その意図はどうあれ、右のような構図のもとでは、体制支配とは対別される位相におかれていくものではなかつたろうか。あの『関門新報』の南部蘆庵にしても、「社会主義者」呼ばわりされている。^{②③④} 「新平民の権利回復」を云えば、即「社会主義」とイメーシされるという、座標と機制なのである。

『長州新聞』もまた「社会主義を採る者に非ず」と雖、^⑤ という枕詞を不可欠としている。反社会主義を企図しながら反社会主義の壁に立ちはだかれるという、シレンマと皮肉がある。そして、反社会主義を掲げながらも、その政治主張はほかならぬ社会主義の増勢によってこそ採考されるという、これまた皮肉と矛盾を負う。ここでは、部落問題そのことよりも、社会主義の抑圧こそ主眼となる。のち例の大江卓が明言している。

「可憐部落民と一般社会との融和を欠き、資本家と労働者、……或は地主と小作人との争ひを生じ、遂に社会主義をして其間に乘じて危険思想を逞ましうすることあれば、実に容易ならざる一大事」^⑥

そうした反社会主義、対社会主義の解放論のもつ偽隣性と融和性を、のち大正期、山口県水平社『防長水平』に結集した人々は撃つ。

「融和といひ、改善といひ、実に彼等少数者が我々虐げられる者の間に助成さるべき革命意識を懼るゝが故に、今や融和の哲学の仮面を冠って吾等に接し来り、この巧妙な搾取と人間冒瀆を持續せうとするにほかならない」^⑦
 「ブルジョアが自分自身の間違つた生活態度を自覚することなしに気の毒なプロレタリアの爲めと慈善的施設を計

画しようとするのは、規模の大小を問わず、おせっかいであり身のほど知らずであり僭越至極の沙汰である」^⑧

—— 柏村一介は、小説『新平民党』を発表した翌年（明治三二）、長北社を退社している。^⑨ その理由も、その後の行方も、今のところ分かつていない。彼の経歴についても、厚狭郡万倉の柏村家（藩家老国司家の家老）に残る「二元毛利藩士柏村一介家略系並証拠物」（明治三二）のほか、判明していない。

文筆家として小栗風葉、徳田秋声ら中央文壇との関連（？）や、とりわけ新聞人として『芸備日々新聞』の前田三遊、『関門新報』の南部蘆庵などとの交接（？）を想像できないわけではないが、それらの追跡は全く今後に俟たねばならない。明治三六年（一九〇三）、大阪で召集された「大日本同胞融和会」には九州・中国・四国地方からも参加者があつたと伝えられているが、そのなかに柏村一介の姿はなかつたのだろうか——。思いかられるところではあるが、これまた判然としない。いずれも宿題としてこのさき負うほかない。



新聞『長州』と「長北社」あて葉書

註①飛鳥井雅道「近代文化と社会主義」

②北川鉄男編「部落問題文芸作品解題」

③平野栄久「大衆文芸の位相より見た差別」(『文学の中の被差別部落像』)

④飛鳥井雅道氏の見解。氏の教示による。

⑤北川健「近代国民教育における疎外と差別」(『山口県地方史研究』二八号)

⑥北川健「明治前期山口県の未解放部落問題」(『山口県地方史研究』三一号)

⑦北川健「山口県近代未解放部落の史的展開」(『山口県地方史研究』四二号)

⑧玖珂郡「小学校設置廃止伺」(明治一八)

⑨「近藤慶一翁自伝」

⑩山口小郡宰判「諸願諸沙汰物一括」

⑪上山満之進「山口県下士族と平民の沿革」(山口高等学校校友会「学友」二七号)

⑫「山口県水平社創立大会後記」(『防長水平』二巻一
号)

⑬「関門日々新聞」(大正一三年一月)

⑭ひろん、その「臣民」平等という非近代的側面は問題。

北川健「近代天皇制の成立と部落問題」(『部落問題研究』四一輯)参照。

⑮島地黙雷「報四叢談」二号(『明治文化資料叢書』)

⑯島地黙雷「十七論題修斉通書」(吉田久一「日本近代仏教社会史研究」)

⑰たとえば、県下で「自主自由ノ空気」の強調がある。

「本年は立憲政体将ニ施行相成ラントスルノ年ニシテ諸般ノ事業言論等ニ至ルマデ従来ノ検束ヲ解カレ……自主自由ノ権ヲ与ヘラレタル誠ニ有難キ聖代ニシテ」「此結構千万ナル御代ニ嘆息シ自主自由ノ空気ヲ呼吸シナガラ……不羈独立ノ精神ニ乏シク自主自由ノ権ヲ保ツ事能ハズ万般依頼心ヲ去ラズシテ其自主自由ノ権ヲ自棄スルモノハ何ゾヤ」(大津郡深川村「勸業会費増額説明」明治二三)

⑱「融和事業功労者事蹟」など

⑲小野幸吉「上山満之進」上巻

⑳馬原鉄男「福岡県における明治中期の部落解放論」(『部落問題研究』五輯)

②①島地黙雷「差別即平等」(『防長校友会雑誌』一〇号)

②②「長州」一号(明治三〇年九月)

②③吉田精一「自然主義の研究」上巻

②④大日本同胞融和会「会則」

②⑤前田三遊「新平民団結の必要」(天野卓郎編「前田三遊論集」)

②⑥前田三遊「再び天下の新平民諸君に檄す」(同前)

②⑦「長州」二六号(明治三一年六月)

②⑧柏村桂谷「三州青年に告ぐ」(同前)

②⑨当時の評に、山口県「唯一」の「政治的」「政治雑誌」とある。(今井石董「硯友柏村桂谷氏に贈る」『長州』二号)

②⑩田村貞雄「藩閥政府と郷党意識の形成」(『静岡大学教養部研究報告』一一号)のなかで、「長北社」および新

聞「長州」の性格把握がなされている。

③①「長北」一号(明治二八年六月)

③②片山潜・西川光次郎「日本の労働運動」(明治三四)

③③藤谷俊雄「部落問題の歴史的研究」

③④横山源之助「内地雜居後之日本」(明治三二)

③⑤横山源之助「日本之下層社会」(明治三一)

③⑥三好伊兵次「最初の全国大会の思ひ出」(『融和事業研究』二輯)

③⑦岡本弥「特殊部落の解放」(部落問題資料文献叢書二巻)

③⑧南部蘆庵「教育私考」(部落問題資料文献叢書七巻)

③⑨「大江天也伝記」

④⑩「防長水平」二巻六号(大正一三年九月)

④⑪「長州」五四号(明治三一年一月)

〔付記〕 当研究の過程で、京都大学人文科学研究所の飛鳥井雅道氏、山口県文書館の田村哲夫氏に、一、二の点について教示を受けることがあった。記して謝意を表したい。